

## 在留審査手数料を過大に引き上げる法案に反対する声明

2026年3月16日

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

私たち移住連は、この社会で暮らし、働く、移民とその家族の生活と権利を守り、自立への活動を支え、よりよい多民族・多文化共生社会をめざす個人、団体による全国のネットワーク組織です。

2026年3月10日、在留審査に係る手数料の引き上げなどを盛り込んだ入管法改定案が閣議決定されました。現行法では、在留審査に係る手数料の上限は1万円と定められていますが、改定案はこの上限を大幅に引き上げ、在留資格の変更や在留期間の更新については10万円、永住許可については30万円とすることとしています。具体的な手数料額は政令に委任され、改正された法律及び政令は2027年3月31日までに施行するとされています。

これにより、手数料の法律上の上限は現在の10倍から30倍となります。また、政令で想定されている手数料額によれば、実際の在留審査手数料は、わずか一年前の改定と比べても、在留期間が3か月以内の場合で2倍以上、5年の場合で17倍以上、永住許可の場合には25倍に引き上げられることが見込まれます。

これほどの急激な手数料の引き上げを行う理由について、本年1月23日に発表された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、外国人の適正かつ円滑な受入れや秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備等に係る各種施策を強化・拡充することが不可欠であり、そのため、受益者負担の観点から外国人に相応の負担を求める必要があると説明されています。

しかし、日本における共生社会の実現の受益者は、日本国籍を持たない人だけではなく、日本社会を構成するすべての人ではないでしょうか。しかも、日本国籍を持たなくても、日本に長年生活している人や、日本で生まれ育った人も少なくありません。にもかかわらず、「外国人」と「日本人」に分け、「外国人」だけがこれらの施策の受益者であるかのように位置づけるのは、あまりに雑な議論です。

さらに、近時の報道によれば、今回の手数料引き上げによる増収分の相当額が、他の施策のために利用されることが見込まれているとされています。そうであるとすれば、わずか1か月半前に示された説明とも整合せず、もはや当初説明されていた「受益者負担」で済まないこととなります。

法律を制定・改定する場合には、その目的と必要性を支える事実が必要です。また、その内容は目的を達成するために必要であり、かつ相当な手段でなければなりません。日本国籍を持たない人だけが対象となる制度であるからといって、この一般原則を無視することはできません。

しかし、今回の急激な手数料の引き上げの理由は上記のとおり極めて不確かなものであり、生活に不可欠な費用を何倍、何十倍にも引き上げる必要性があるとは認め難いと言わざるを得ません。しかも、そのような費用の引き上げを段階的に行うのではなく、わずか一年の間に実施するというやり方も、到底相当とは言えません。

日本国籍を持たない人が日本で生きていくために、在留資格は、水道や電気、住居と同様、あるいはそれ以上に欠かせないものです。とりわけ政府・入管庁は「不法滞在ゼロプラン」を掲げ、在留資格のない非正規滞在を容認しない姿勢を明確にしています。また、日本では国籍取得や帰化が、法律上も実務上も他の先進国と比べて非常に限定されているうえ、政府・入管庁は永住や帰化の要件をこれまで以上に厳格化する方針であると報じられています。すなわち、日本国籍を持たない多くの人々は、在留申請を繰り返さざるを得ない状況に置かれています。

そのような状況において、生きていくために不可欠な在留資格を維持するための費用が、このように急激に引き上げられれば、当事者やその家族の生活に極めて深刻な影響を及ぼし、場合によっては、これまで日本で築いてきた生活を奪いかねません。

生活に必要な不可欠な費用を、その必要性も十分に示されないまま、突如として何倍、何十倍にも引き上げる。このようなことは、対象が日本人を含む制度であれば、決して起きないのではないのでしょうか。日本で共に暮らしてきた外国人を標的とするようなこの状況を、私たちは決して容認することができません。また、このような乱暴な制度変更は、日本という国への信頼を損なうものでもあります。

法案の審議はこれからです。本当に今回の制度内容が必要であり、相当なのか、十分な議論が尽くされなければなりません。

また、法案では「経済的困難その他特別の理由がある者」について手数料の減免を可能とされていますが、どのような者やどのような場合がこれに該当するのかについても、十分な検討が必要です。日本で生まれ育っている子どもにも同等の高額な負担を求めるのでしょうか。日本に長く居住してきた人に、その経済的能力を超える負担を課し、生活基盤を奪い、あるいは揺るがすようなことがあってはなりません。また、難民・補完的保護対象者やその申請者、本国の状況により帰国できないとして人道的配慮を認められている者について、手数料が在留の継続や永住申請を断念させ、不安定な地位に置き続けるようなことがあってはなりません。とりわけ難民や難民申請者については、難民条約 34 条により、締約国には、「難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。」（難民条約 34 条）との義務があることにも留意が必要です。

十分な必要性も相当性も認められない制度を突如導入しようとする今回の法案に、私たちは強く反対し、十分な審議を求めます。